

## 平成 22 年度第 1 回宮城県事業認定審議会議事録

- 日 時 平成 22 年 8 月 30 日（月）午後 2 時 30 から午後 4 時 20 分まで
- 場 所 行政庁舎 9 階第一会議室
- 次 第 1 開会
- 2 議事 議案第 1 号 会長及び副会長の選任について
- 3 報告事項
- (1) 事業認定制度の概要及び認定実績について
- (2) 平成 22 年度事業認定申請に関する事前相談等について
- 4 閉会
- 出席委員 渡部修委員，二谷一雄委員，南部繁樹委員，大山弘子委員，井坂正宏委員，  
中村捷子委員
- 配布資料 1 関係法令
- 2 事業認定制度の概要及び認定実績について
- 3 平成 22 年度事業認定申請に関する事前相談等について（委員のみに配布）
- 

### 1 開会

#### (1) 委員等の紹介

新たに委員を委嘱した第 1 回目の会議であることから，委員及び事務局職員を，事務局が一括して紹介した。

#### (2) 会議成立の確認

委員総数 7 人中出席 6 人で過半数の定足数に達しており，宮城県事業認定審議会条例第 4 条第 2 項の規定により，本審議会が成立している旨を事務局が報告した。

### 2 議事

宮城県事業認定審議会の会長が不在であることから，議案第 1 号「会長及び副会長の選任について」は，宮城県土木部瀧澤用地課長が仮議長を務め，会長を選出した後は，宮城県事業認定審議会条例第 4 条第 1 項により，会長が議長を務めた。

#### (1) 議案第 1 号 会長及び副会長の選任について

委員の互選により，渡部修委員を会長に，二谷一雄委員を副会長に選任した。

#### (2) 議事録署名人の指名

宮城県事業認定審議会運営規則第 8 条第 2 項第 2 号の規定により，議長が大山弘子委員を指名した。

### 3 報告事項

#### (1) 事業認定制度の概要及び認定実績について

事務局が、報告事項(1)を資料2により説明した。

#### ○質疑応答

〔二谷委員〕

平成14年度の土地収用法の改正で事業認定審議会の制度ができた。事業認定の重大性が改めて認識されたためだと思うが、平成21年までは事業認定審議会に係る事業認定申請案件がなかったが事務局としてどう考えるか。

〔事務局〕

平成14年度の改正では、事業認定制度をより公平、客観的なものにするためには、関係地権者や関係者の意見を事業認定の過程で反映させることが必要であることから、事業認定を申請する起業者から見れば反対の立場の意見書の提出や公聴会の開催請求があった場合にはきちんと対応する制度ができた。

近年、事業認定申請の件数は減っているが、収用裁決申請の件数はむしろ増えている。平成21年度の宮城県収用委員会への収用裁決申請は4件であった。平成20年度以前は1～2件であったことから土地収用制度全体としては活用されてきている傾向にある。

審議会案件がないのは、起業者サイドの事前説明や対応が功を奏している面と、まだ制度周知が十分でない面と両面あると思う。

なお、平成20年度に県が事業認定した仙台市高速鉄道東西線建設工事での事業認定過程では、意見書の提出はなかったが、事業認定後に土地所有者から認定に対する異議申し立てがなされた。土地収用制度以外の手続で事後的に事業認定について争われた例もある。

〔議長：渡部委員〕

今年度は、事業認定した案件がまだないとのことだが、申請件数の減少傾向についてどう考えるか。

〔事務局〕

公共公益事業全体の件数の減少が事業認定申請件数の減少に影響していると考え。公共施設も建設から維持管理の時代に入ってきており、今後も同様に推移するものと考え。

ただ、公共事業では、用地を早く取得することが至上命令となっていることから、収用制度を活用する案件もあるものと考えている。

(2) 平成 22 年度事業認定申請に関する事前相談等について

報告事項(2)の説明の前に、事務局から、内容が各起業者で事業認定の申請についての最終的な意思決定がなされていない段階での内容であること、各起業者が地権者に対して土地収用を行うとの無用の誤解を与え、混乱を招くことが懸念されること、また、事前相談を受けている段階での情報であることから公開することにより起業者と事業認定庁である県との信頼を損ね、事業認定業務の円滑な執行に支障が生じるおそれがあることから宮城県情報公開条例第 8 条の第 6 号及び第 7 号に規定する非公開情報に該当するので、この報告については非公開としたいとの付議が出された。

○質疑応答

〔議長：渡部委員〕

公開にすれば議事録も開示請求があれば公開するということか。

〔事務局〕

議事録は、公開している。報告事項を非公開とした場合は、議事録でその部分は非公開と明示し、各委員の発言等について記載を割愛する。

〔議長：渡部委員〕

非公開としてよろしいか。

〔委員から「はい」の声〕

以上のような質疑応答を経て、報告事項(2)については非公開の決定をした。

《これ以降、非公開》

---

《これ以降、公開》

〔議長：渡部委員〕

事務局の方から何かないか。

〔事務局〕 ありません。

〔議長：渡部委員〕

それではこれで審議会を閉会いたします皆様ありがとうございました。

#### 4 閉会

事務局から、「これもちまして、本日の審議会の一切を終了いたします。」との発言をもって終了した。